

魚津市告示第140号

魚津市おむつ等介護用品支給事業実施要綱の一部改正について
魚津市おむつ等介護用品支給事業実施要綱（令和元年魚津市告示第116号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月21日

魚津市長 村椿 晃

第2条中「居住実態があり、常時介護用品を必要とする在宅生活者で、」を「居住実態がある在宅生活者で、かつ、現年度住民税非課税で、」に改め、同条1号中「又は認知症高齢者」を「若しくは認知症高齢者」に改め、「以上のもの」の次に「又は常時介護用品を必要とするもの」を加え、同条第2号中「2級のもの」を「2級、かつ、常時介護用品を必要とするもの」に改め、同条第3号中「特に市長が」を「市長が特に」に改める。

第9条中第3号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する施設（軽費老人ホームは除く）に入所したとき又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第3号の規定により養護受託者に委託されたとき。

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院若しくは診療所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設に入院又は入所したとき。

別表中「現年度住民税非課税世帯以外の者」を「現年度住民税課税世帯の者」に、「3割」を「4割」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 4 条関係）

おむつ等介護用品支給申請書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住 所
氏 名

（続柄 ）

電話番号

下記のとおりおむつ等介護用品の支給を申請します。

氏 名	(年 月 日生)	住 所	魚津市
支給理由	1 要介護 () (居宅介護支援事業所名 :)	2 身体障害者手帳 (級)	
負 担 額	1 住民税課税世帯	負担基準額の 4 割に相当する額	
	2 住民税非課税世帯	負担基準額の 1 割に相当する額	
委託事業者			
配達先住所			

上記申請に係る審査に必要な次の状況について、市が調査等を行うことに世帯員全員が同意します。

- 1 対象者の介護認定状況及び身体状況の調査
- 2 対象者の身体障害者手帳交付状況の調査
- 3 対象者の属する全ての世帯員の市民税課税状況の調査
- 4 魚津市おむつ等介護用品支給事業実施要綱第 7 条に規定する市長が指定する業者への負担区分の通知
- 5 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所への当事業利用状況の提供

氏名

様式第2号（第5条関係）

おむつ等介護用品支給決定（却下）通知書

年 月 日

様

魚津市長

印

年 月 日付で申請のありましたおむつ等介護用品の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

1. 決定

氏名	(年 月 日生)	支給者番号	
住所			
支給理由	要綱第2条第 号に該当するため		
支給開始月	年 月		
負担額	負担基準額の4割に相当する額 ()		
	負担基準額の1割に相当する額 ()		

2. 却下

理由

理由

様式第3号（第9条関係）

おむつ等介護用品支給決定者変更・辞退届出書

年 月 日

魚津市長 あて

申請者 住 所
氏 名

（続柄 ）

電話番号

下記のとおり変更・辞退事項が生じたので届出します。

氏 名	(年 月 日生)	支給者番号	
住 所			
変更事項			
辞退事項			

様式第4号（第10条関係）

おむつ等介護用品支給変更（廃止）通知書

年 月 日

様

魚津市長

印

年 月 日付で支給決定したおむつ等介護用品の支給について、下記のとおり変更（廃止）しましたので通知します。

1. 変更

氏名	(年 月 日生)	支給者番号	
住所			
変更理由			
変更日	年 月 日		
変更内容			

2. 廃止

理由

理由

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。